

平成23年度採用者からのメッセージ



労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室
職業病認定業務第二係
廣田 圭揮

私が配属された職業病認定業務第二係は、業務が原因となって発病した疾病について、労災保険給付の対象となるか否かの判断を適切に実施するため、例えば、石綿(アスベスト)を原因とする疾病か否かを判断するための基準を策定したり、基準の見直しを行うなどの業務を行っています。その中で私は過去に石綿ばく露作業による労災認定を行った事業場の公表のための資料を作成したり、労働基準監督署では業務上外の判断が難しい事案について専門家による検討を行うため、専門検討会の開催や資料の作成等の業務を担当しております。特に専門検討会については、月1回ペースで定期的に開催しており、私も入省してすぐこの検討会の準備に携わるようになりました。

このように私が配属された部署の仕事は多岐に渡りますが、この職場では業務で分からないことは先輩が丁寧に教えてくださいます。また行政事務に関する研修なども充実しており、仕事をしながらスキルの向上を図ることができます。学生時代には、どのように仕事に取り組んでいけばいいのかといった仕事に対する漠然とした不安を感じていましたが、現在の職場ではそのような不安は全く感じません。

私は大学で労働法のゼミに所属しており、もともと労働問題に関心がありました。そのため、あまり悩むことなく現在所属している部署である労働基準局への官庁訪問を行いました。このパンフレットを読んでいる皆さんは、将来の進路について、色々な思いを持っている方も多いと思います。その中で、労働基準行政に日ごろから興味がある方がいらっしゃったら、ぜひとも業務説明会や官庁訪問にいらしてください。そしてこのパンフレットを読んで少しでも労働基準行政に興味を持たれた方、いまからでも遅くありません、労働基準局についてもっと調べてみてください。そして、業務説明会や官庁訪問でお会いしましょう。お待ちしております。



労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室
審査係
太田 祥雄

私が配属になった労災保険審理室審査係では主に、労災保険法に基づく保険給付に関する決定に不服がある場合に行われる審査請求関係の事務を行っています。

その中で私は、都道府県労働局に配置されている労働保険審査官が、審査請求に係る取り消しや棄却などの決定を行った事案について、その概要をホームページに掲載する作業や、各労働局からの審査請求に関する事務処理についての問い合わせの対応等を行っています。

入省するまでは、労災保険と言われてもなかなかぴんとこなかった私ですが、社会的な関心の高い精神障害やいわゆる過労死等に係る審査請求事案を取り扱っていくうちに、徐々に労災保険制度についての理解が深まるとともに、保険給付の決定に関わる審査請求事務という重要な仕事に携わることの責任の重さを実感しております。まだまだ分からないことも多く、ワードやエクセルなどのパソコンの使用についても不慣れな自分にとっては不安な面も多々あったのですが、わからない点は先輩方が丁寧に教えてくださったり、様々な研修を受講することにより、徐々にではありますが、しっかり仕事に取り組むことができるようになりました。

最後になりますが、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、みなさんにおかれてもいろいろとご苦労をされたり、将来の進路についてお悩みになられたりしていることが多いのだと思います。しかしながら、このようなときこそ様々な可能性を排除せず、将来自分が就く仕事について今一度よく考えてみてはいかがでしょうか。その中で少しでも労働基準行政に興味がありましたら、是非業務説明会や官庁訪問にお越しください。みなさんと一緒に働ける日を楽しみにしています。